

所管部課		市民生活部 市民生活課		部長		関田 孝志	
件 名		人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項					
	部課機関						
1. 要 旨 人権擁護委員の一人が、令和7年9月30日付けで任期満了となるため、市長が推薦する委員候補者について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。 (1) 候 補 者：この金野 ますみ眞澄 氏 （新任） (2) 任 期：令和7年10月1日から令和10年9月30日 (3) 影響及び効果：人権擁護委員法第6条第3項の要件を備える人権擁護委員候補者について、同法に基づき適正な推薦手続きを行うことが出来る。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第2回市議会定例会において意見を求めたい。							
5. 審議結果 決定							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。